

令和 年 月 日

水見市長 林 正 之 あて

住 所 \_\_\_\_\_  
申請者 フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

署名（捺印不要）、記名押印も可能

令和 年度水見市浄化槽設置整備事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け水見市指令下第 号で水見市浄化槽設置整備事業補助金の交付決定の通知があった令和 年度水見市浄化槽設置整備事業について内容等の変更をしたいので、水見市浄化槽設置整備事業補助金 円を交付されるよう水見市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて変更申請します。

関係書類

- 1 事業実施計画書(既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽がある場合は、別途転換事業計画書を追加)
- 2 収支予算書(単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換宅内配管工事補助金が含まれる場合は、「宅内配管補助の施工計画確認表」により、市との事前協議を経た後の金額を記載)
- 3 その他添付書類(ただし、変更内容を説明するため必要がある場合を除き、変更に係る分に限る)
  - (1) 浄化槽の構造図、配置図、配管図
  - (2) 排水設備の配置図
  - (3) 建物平面図及び建物延べ床面積計算書
  - (4) 見積書の写し(浄化槽本体並びに設置及び配管布設費、単独処理浄化槽の撤去又は雨水貯留槽等への再利用に係る経費若しくはくみ取り槽の撤去に係る経費、既存単独浄化槽又は既存のくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合における宅内配管工事費)
  - (5) 建築確認申請を伴わない場合は、審査機関を経過した浄化槽設置届出書(添付書類を含む)の写し及び審査機関あての設置に関する誓約書  
建築確認申請を伴う場合は、建築確認通知書及び屎尿浄化槽調書の写し。
  - (6) 住宅等を借りている者にあっては賃貸人の承諾書
  - (7) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度に基づく登録証の写し
  - (8) 登録浄化槽管理票(C票) 2通(一部は写し可)
  - (9) 浄化槽機能保証制度に基づく浄化槽保証登録証
  - (10) 浄化槽法定検査依頼書の写し
  - (11) 市長あての維持管理等に係る誓約書
  - (12) 浄化槽整備士免状の写し
  - (13) 既存単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用を行う場合は、利用計画図(雨水排水管の設置、内部仕切り板の穴あけ、ポンプや散水栓の設置等)
  - (14) 既存単独処理浄化槽又は既存のくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合において宅内配管工事を行う場合は、計画配管図(配管長、マスの箇所記載、機械・人力掘りの工法区分の区別、垂直配管の区別、既存配管状況と引き続き利用する既存配管、新設管の区別・マスの配置等)、宅内配管補助の施工計画確認表
  - (15) し尿処理の現況が単独処理浄化槽の場合は、清掃記録票、法定検査結果書等の写し、くみ取り式の場合は、し尿収集通知書の写し、現況写真等
  - (16) その他市長が必要と認める書類(変更理由書、設置基準緩和届ないし既存槽撤去の有無等の判断がある場合は「事業計画確認書」)

## 1 事業実施計画書

1 設置者	住 所		
	氏 名		電話
2 設置浄化槽	設置場所 (敷地の地番)	水見市 ※小字や枝番がある地番は、必ずそれを含めてご記入願います。 例：中村字川向〇〇番〇	
	型 式	名 称	認 定 番 号
	処理能力	人 槽 設置基準緩和届 (□有・□無)	
	工事着手 予定日	年 月 日	
	工事完了 予定日	年 月 日	
3 建物の種類	1 一般住宅	(床面積 m <sup>2</sup> )	
	2 店舗等 併用住宅	(居住部分の床面積 m <sup>2</sup> ) (その他の床面積 m <sup>2</sup> )	
	3 その他	用途 ( ) (床面積 m <sup>2</sup> )	
		※その他市長が必要と認める場合に限る	
4 し尿処理の現況	1. 単独処理浄化槽 2. くみ取り式 ※ 別途既設単独浄化槽・くみ取り槽転換事業計画書を提出すること		
5 実処理人数	名	3. その他 ・災害更新 ・新築 (市外転入、分家独立) ・転居新築 (集合住宅・賃貸戸建住宅、下水道使用住宅)	
6 設備士氏名		電話	

## 2 収支予算書

収 入			支 出		
科 目	金額(円)	摘 要	科 目	金額(円)	摘 要
1 事業補助金			1 浄化槽本体 及び設置費		
2 自己負担金			2 単独処理浄化槽の撤去 又は雨水貯留槽等への 再利用の経費		
3 その他			3 既存単独処理浄化槽 又は 既存くみ取り槽からの 転換に伴う宅内配管費		
計			計		

※ 既存単独処理浄化槽の撤去又は雨水貯留槽等への再利用の経費の補助、既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り槽から合併浄化槽へ転換する場合の宅内配管補助制度を利用する場合の費用確認書類について

- ・該当費用を取り出して判断できる資料があれば、見積書は全体分一通でも構わない。

単独処理浄化槽の撤去又は雨水貯留槽等への再利用（庭の散水、防火用水等の雑排水としての利用）の経費  
…清掃費、消毒代、掘削及び撤去費、処分費、再利用の場合の不要管の撤去及び管口閉塞、調整費など

転換に係る宅内配管工事

…資材費、配管工事費、雑材消耗費など。なお、配管の種類と延長、マスの個数を記載、  
引き続き利用する既存配管の調整費等